

空き家所有者向け 家財道具等 片付け補助金

雲仙市空き家活用促進奨励補助金

空き家の売却・賃貸を希望する所有者と、購入・賃貸を希望する利用者を繋ぐ「空き家バンク制度」の登録促進のため、賃貸または売買の成約後の家財道具等の片付けにかかる費用を補助しています。

片付け実施前の申請が必要です

申請の前に片付けてしまった分については対象外となりますのでご注意ください。

対象・条件

- 空き家バンクに登録した空き家所有者
- 空き家バンクを通して成約した
- 利用希望者が空き家を住所地として生活の本拠とする
- 雲仙市税及び住所地の市区町村税に滞納がない
- 空き家内に残存する家財道具である

※倉庫や庭、店舗部分にある家財は対象外です

補助金額

片付けに
要した費用
上限

10万 円
(1物件につき1回限り)

他にも、空き家バンクに登録した所有者向けに、奨励金やリフォーム補助金などもご用意しております。

お気軽に担当課にお尋ねください。



「家財道具片付け補助金」の概要や申請書類についてはこちらのHPをご覧ください。
オンライン申請もできます

問い合わせ先

雲仙市役所 地域づくり推進課
移住・定住・婚活推進班

0957-47-7805

E-mail : tiiki-suishin@city.unzen.lg.jp

申請手順

①見積もりの取得

家財道具片付けを請け負う業者等に、費用の見積作成を依頼してください。

②交付申請

[提出書類]

- (1)家財道具等片付け補助金交付申請書(様式第6号)
- (2)片付け等に要する費用の見積書の写し
- (3)片付け実施前の写真
- (4)雲仙市空き家活用促進奨励補助金の交付に係る調査承諾書(様式第4号)
- (5)住所地の市区町村税※の滞納がない証明書
※市県民/軽自動車/固定資産/国民健康保険の4税(雲仙市外に居住の場合)

③交付決定

片付けを実施してください。

④実績報告

[提出書類] ※支払い完了後**30日以内**に提出

- (1)家財道具等片付け補助金実施報告書(様式第8号)
- (2)空き家に関する契約書の写し
- (3)片付け実施後の写真
- (4)片付け等の代金の領収書の写し

⑤補助金額の決定・交付請求

[提出書類]

- (1)空き家活用促進奨励補助金交付請求書
- (2)口座振替依頼書
- (3)振込口座の通帳の写し

⑥補助金の交付

